

## 【経緯】

西九州大学短期大学部（以下「本学」という。）では、文部科学大臣が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日）を遵守し、研究費の適正な執行に努めてまいりました。

しかしながら、昨今、全国の研究機関等における公的研究費の不正使用が後を絶たず、社会問題となっている事態から、平成26年2月18日付けで同ガイドラインが改正され、さらなる管理体制の整備を求められております。具体的には、不正な取引に関与しない旨の誓約書を取引業者に求めることとされております。

つきましては本学におきましても、本学が定める「研究費不正防止計画運用ガイドライン」を見直し、教職員等と取引業者の間の緊密な関係が不正行為の温床となることを防止するため、取引業者から誓約書を徴取することとしました。

## 【概要】

原則、本学と取引を行うすべての業者を対象とし、誓約書の提出を求めるものとします。ただし、不正が発生する可能性が低いと思われる以下に該当する業種等を除きます。

なお、誓約書4.にかかる通報を受けた場合に、通報した業者に対し不利益等がないよう配慮します。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人
- (3) 国際組織、外国企業等
- (4) 電気、ガス、水道、電話、郵便事業者等
- (5) 弁護士、特許・税理士事務所等
- (6) 商取引の相手方でない個人
- (7) その他、本学が提出の必要がないと判断したもの

〈本件に関する照会先〉

西九州大学短期大学部事務局総務課

T E L : 0 9 5 2 - 3 7 - 9 6 1 1

F A X : 0 9 5 2 - 3 1 - 3 0 0 3

e - m a i l : shomu-a@nisikyu-u.ac.jp

# 誓約書

当社（当法人）は、学校法人永原学園 西九州大学短期大学部（以下「西九州大学短期大学部」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

## 記

1. 学校法人永原学園経理規程、学校法人永原学園経理規程施行要領、学校法人永原学園契約等処理規程を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 学校法人永原学園内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、「西九州大学短期大学部の発注等に関する取引停止規程」に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 学園構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為の依頼等があった場合には、西九州大学短期大学部が定める研究費不正使用に関する通報窓口（事務局総務課）に連絡すること。
5. 下記「暴力団の排除に関する事項」のいずれにも該当しないこと。

### 「暴力団の排除に関する事項」

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

（会社所在地）

（社名）

（代表者役職・氏名）

印